第９節　行財政改革

地方分権の推進や三位一体の改革に伴う「自己決定・自己責任・自己負担」の原則により、地方行政においては自主的な政策の立案・実施や自主財源の確保など行財政面での自立、即ち「自治体を経営する」という発想での行財政運営が求められています。そのため、これからの地方自治体は経営方針に基づいた大胆な行財政改革の実施が必要となっています。

市町村合併は最大の行財政改革といわれています。合併による行政改革の効果を最大限に生かすため、新市においては自治体経営という視点に立ち、過去にとらわれない行財政改革を進める必要があり、速やかな行政改革大綱の策定とその推進に努めるとともに、職員の意識改革を図ります。

1 自立した行政運営

新市が自主性及び自立性を発揮するには、明確な経営戦略目標を掲げ、自ら政策を立案、実行し、評価できる行政マネジメントシステムを確立しなければなりません。

そのために、柔軟な発想で市民の視点に立った政策を立案できる職員の意識改革と能力の向上を図るとともに、市民の満足度の高い目的成果志向型の組織機構の構築を推進します。

2 自立した財政運営

景気の先行きが不透明で、これによる地方税収の増も見込めず、さらには三位一体の改革により地方交付税や補助金等の削減が見込まれることから、新市には厳しい財政運営が強いられ、税源移譲等により財政的な自立が求められます。

新市が財政面で自立するためには、税収の増加や受益と負担の適正化などにより財源の安定確保に努めるなど、財政基盤の強化が求められます。一方、政策や事務事業については、その目的と成果、行政と地域住民との役割分担などを踏まえて、重点化、優先化を図り、健全な財政運営を推進します。

3 効率的な一体的行政運営

新市の一体的な行政運営の確保や業務の生産性を高め、市民サービスの向上を図るため、合併後も引き続き、事務事業、事務処理方式、組織機構及び職員数などを見直し、効率的な行政運営を図るとともに、情報ネットワークの活用など行政の高度情報化を推進します。